

ひとりで悩まず相談してみませんか？

いばらき 在宅ケアハラスメント相談窓口

利用者やその家族等からのハラスメント行為にお困りの訪問介護士・訪問看護師等の皆様、お気軽にご相談ください。

相談無料

匿名可能

プライバシー
厳守

電話

029-303-7600

(平日 10:00~16:00 12/29~1/3を除く)

メール

homecare@ibaraki-welfare.or.jp

(24時間受付可能)

相談対象

県内の訪問介護・訪問看護事業所等の職員
または管理者



在宅ケア現場におけるハラスメントとは

1. 身体的暴力
(回避したため危害を免れたケースを含む)



例:物を投げる
蹴る
叩く
ひっかく

2. 精神的暴力
(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)



例:大声を出す
怒鳴る
理不尽な要求をする
威圧的な態度

3. セクシュアル
ハラスメント
(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)



例:必要もなく触る
抱きしめる
性的な話をする

茨城県保健医療部・福祉部

「在宅ケア(訪問看護・介護(高齢者・障害者)等)におけるハラスメント対応ガイドライン」より

注) 個別の事案について、その該当性を判断するに当たっては、当該事案における様々な要素(※)を総合的に考慮して判断することが必要。
また、その判断に際しては、事業所において被害職員から相談・報告を受けた管理者等は、被害職員の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職員及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要。

※) 当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、職者の属性や心身の状況、行為者の関係性

- ◆ プライバシーは厳守します。
- ◆ ご相談は匿名でも可能です。お気軽にご相談ください。
- ◆ 在宅での介護や看護等の現場で利用者やその家族等からのハラスメント行為に悩む介護士や看護師等が相談の対象です。対象以外についての相談はお受けできませんのでご了承ください。
- ◆ 相談内容によっては以下の支援が受けられます。
 - ① 弁護士による法務相談を利用できる場合があります。(無料、1回60分、1事案あたり1回を限度)
 - ② 事案に適した介護士、看護師、ケアマネジャー等の専門職を伴った現場(利用者宅)への訪問(同行訪問)を実施しています。事業所を通してご相談ください。(無料、1事案あたり2回を限度)
- ◆ 労働問題や労使関係に関する相談は、いばらき労働相談センター(☎029-233-1560)、人権問題についての相談は、みんなの人権110番(☎0570-003-110)など、別の相談窓口をご利用ください。

相談窓口業務は茨城県からの委託を受けた茨城県社会福祉協議会が実施しています



茨城県

茨城県福祉部長寿福祉課／福祉人材・指導課／障害福祉課

保健医療部医療人材課／健康推進課

いばらき在宅ケアハラスメント

検索